

特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）第 27 条の 2 第 1 項の規定
に基づく台湾の指定について

特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、台
湾を指定し、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

平成 27 年 6 月 18 日指定
特許庁長官 伊藤仁